

国連人権理事会提出 反差別国際運動書面声明 スリランカにおける強制的で非自発的な失踪

2016年8月29日

スリランカは「失踪」件数において世界で2番目に高い記録をもっています。この数十年、強制失踪は、政府に対する反対意見の抑え込みのため、あるいは“テロとの戦い”や“内戦”の名のもとに使われてきました。特に、長年続いたLTTE（タミル・イーラム解放のトラ）と政府軍の内戦（1983–2009）の最終段階において、LTTEあるいは政府の治安部隊や準軍事部隊による「失踪」が多発しました。そして、「失踪」は内戦終結とともになくなることなく、それ以降も相当の数の「失踪」事件が起きています。

国民の統一と和解局の議長の声明によれば、1994年以降、65,000人以上を巻き込んだ失踪事件が確認されています。国際赤十字委員会が1990年以降に受けた失踪者追跡依頼は16,000件にのぼり、その内の5,200件は軍や警察関係者の家族からのものです。

2016年8月現在に至るまで、誰一人として強制失踪の責任を追及された者はおらず、国であれ民間であれ実行者を処罰せずに放置する不処罰の風土が根付いてきました。2015年に発足した新政府は、国民和解のための基礎を築くために、まず被害者を中心に置いた人権回復のための措置をとらなくてはなりません。

政府は2016年5月25日、強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）を批准し、失踪被害者の不在証明の発行を開始したり失踪者の追跡の任務を持つ失踪者保護局（OMP）設置に関する法案を通過させました。

課題と懸念

強制失踪条約の批准にかかわらず、国内法に失踪の責任者の処罰規定が設けられていません。また、強制失踪という手段の使用を助長するような「テロ行為防止法」などの法律の廃止が求められます。

国連強制あるいは非自発的失踪作業部会の所見にあるように、失踪者保護局（OMP）は失踪被害者の家族などとの協議や参加がないまま新設されました。被害者家族からの信頼はOMPがその任を果たすためには不可欠です。失踪に加担したものを刑事罰に処するという点から見たとき、OMP設置法にはいくつかの欠陥があることも指摘されています。スリランカ政府は批准した強制失踪条約における義務を果たして、強制失踪の調査を行い責任者を裁かなくてはなりません。強制失踪の不処罰はあらたな人権侵害につながります。

OMPへの国際社会の関与も不可欠です。OMP設置法には、失踪者の調査における情報収集や技術支援あるいはトレーニングにおいて国の内外を問わず協力をえるよう明記されています。過去の苦い経験より、失踪者の家族は国際社会の関与のないOMPだけの運営に全幅の信頼を置くことができません。

被害者、その家族、目撃者、人権擁護者そして市民社会グループは恐怖や脅しから自由でなくてはなりません。強制あるいは非自発的失踪作業部会に、失踪者の家族や市民社会グループが恐怖や嫌がらせを恐れて証言を拒んでいるという報告が繰り返し送られているという事実は、安全な環境の必要性を裏付けるものです。

失踪した家族の死亡証明の発行を拒否している家族の苦しみや困難を考えた場合、不在証明発行に関する新しい政策に沿って証明の発行が急がれます。それら家族は不動産や所有権の譲渡、補償金の申請、社会保険や年金の受給資格届け、あるいは凍結された資産の利用ができないなど、現実的な問題に直面しています。

最後に、強制失踪のすべての被害者と家族には補償、原状復帰、社会復帰、心理的ケアをふくむ全面的な賠償を受ける権利があります。とりわけ失踪者の母、妻、娘など女性の家族のニーズにはきちんと対応しなくてはなりません。

勧告

- * 強制失踪を防止するためにテロ行為防止法を廃止し、国際人権基準に合致する新しい法律を導入すること。
- * 強制失踪の行為を国内法で禁止すること。
- * 失踪した家族の OMP 設置・運営への全面的関与を保証すること。
- * OMP に国際的な参加を認めること。
- * 強制失踪に責任ある者を調査して訴追すること。
- * OMP に対して証言しようとする人に安全な環境を提供すること。
- * 不在証明を速やかに発行すること。
- * 被害者およびその家族に全面的な賠償への道を保障すること。
- * 北部、東部に OMP の支所を開いて、被害者や目撃者との緊密なやりとりを進めること。